

大阪市（平成 22 年 6 月 20 日から）

(い)		(ろ)			
新築・増築又は改築に係る部分の構造、用途及び規模		基礎工事に関する工事		建て方工事に関する工事	
		特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
(1) 地階を除く階数が 3 以上で、かつ、延べ面積が 500 m ² を超える建築物及び階数が 3 以上で延べ面積が 50 m ² を超える建築物で「住宅等」の用途を有するもの	(ア) 木造	基礎の配筋工事（杭基礎を除く。以下この表において同じ。）	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	屋根工事（枠組壁工法の場合においては、壁体の組立及び屋根工事）	壁の外装又は内装工事（枠組壁工法の場合においては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を覆う工事）
	(イ) 鉄骨造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2 階床版の取り付け工事	壁の外装又は内装工事
	(ウ) 鉄筋コンクリート造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事。ただし、当該工事を現場で施工しない場合においては、2 階のはり及び床版の取り付け工事	2 階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事。ただし、当該コンクリートの打設工事を現場で行わない場合においては、2 階のはり及び床版の取り付け部分を覆う工事
	(エ) 鉄骨鉄筋コンクリート造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事。	2 階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事。
	(オ) 混合構造 ² 以上の構造が混合したもの、以下この表において同じ	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2 階の構造の区分に応じた特定工程	2 階の構造の区分に応じた特定工程後の工程
(2) (1) に掲げる以外の建築物で、延べ面積が 50 m ² を超えるもの	(ア) 木造			屋根工事（枠組壁工法の場合においては、壁体の組立及び屋根工事）	壁の外装又は内装工事（枠組壁工法の場合においては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を覆う工事）
	(イ) 鉄骨造			2 階床版の取り付け工事	壁の外装又は内装工事
	(ウ) 鉄筋コンクリート造			2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事。ただし、当該工事を現場で施工しない場合においては、2 階のはり及び床版の取り付け工事	2 階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事。ただし、当該コンクリートの打設工事を現場で行わない場合においては、2 階のはり及び床版の取り付け部分を覆う工事
	(エ) 鉄骨鉄筋コンクリート造			2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事。	2 階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事。

	(オ) 混合構造			2 階の構造区分に応じた特定工程	2 階の構造区分に応じた特定工程後の工程
(3) (1) 又は (2) に掲げる建築物以外の建築物で法第 43 条第 1 項ただし書き若しくは法第 53 条第 4 項の規定による許可を受けたもの又は法第 86 条第 2 項の規定による認定を受けたもの	(ア) 木造			屋根工事(枠組壁工法の場合においては、壁体の組立及び屋根工事)	壁の外装又は内装工事(枠組壁工法の場合においては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を覆う工事)
	(イ) 鉄骨造			2 階床版の取り付け工事	壁の外装又は内装工事
	(ウ)鉄筋コンクリート造			2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事。ただし、当該工事を現場で施工しない場合においては、2 階のはり及び床版の取り付け工事	2 階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事。ただし、当該コンクリートの打設工事を現場で行わない場合においては、2 階のはり及び床版の取り付け部分を覆う工事
	(エ)鉄骨鉄筋コンクリート造			2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事。	2 階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
	(オ)混合構造			2 階の構造の区分に応じた特定工程	2 階の構造の区分に応じた特定工程後の工程

備考

- 1 (い) 欄 (2) 及び (3) に掲げる建築物で、その構造が (イ) から (オ) に該当するものについて、平屋建ての場合は屋根工事を特定工程とする。
 - 2 (ろ)欄に掲げる工事を 2 以上の工区に分けて施工する場合には、いずれか早期のものを特定工程とする。
 - 3 (い) 欄 (1) に掲げる建築物で、「住宅等」とは一戸建て住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅又は寄宿舎とする。
 - 4 法第 85 条の規定による仮設建築物は中間検査の対象とならない。
- ※ 屋根の構造が鉄筋コンクリート造等で、当該配筋工事を現場で行う場合は、屋根およびこれを支持するはりの配筋工事完了時に検査を行います。